

陳 情 第 5 号

令和 5 年 6 月 9 日

阿久根市議会議長 仮屋園 一 徳

陳情採択可否について

別紙陳情に接したので、その採択可否について諮る。



第	5	号	受 付
令和	5	年6月1日	
陳 情			

令和5年6月1日

阿久根市議会議長 仮屋園 一徳 様

海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

提出者（代表者） 住 所 阿久根市 [REDACTED]  
氏 名 下村区長 野崎 正信 [REDACTED]

所在地 阿久根市 [REDACTED]  
NPO法人脇本海岸ウミガメ・シロチドリ会  
氏 名 理事長 大川内 良一 [REDACTED]

陳情の趣旨

令和4年第2回定例市議会において趣旨採択された「脇本海水浴場における事業活動規則変更を求める陳情」の委員会審査において、委員から「開場時間を市長が特に必要と認めることとして変更したときは文書で残しておく必要があるのではないか」との質疑に対し、所管課は「文書にするのが適当であると思っている」との答弁がされましたが、海の家事業者の署名拒否により覚書は未だに締結されておりません。このことは「阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例」に反するばかりか、市議会の推奨事項が遂行されない事態が今後も続くことを危惧します。

絶滅危惧種であるウミガメの保護の観点からいうと、夕刻以降の海岸での人為的な音と光は、ウミガメの上陸・産卵などに多大な影響があるとして、学術論文等で明確になっています。

よって、地域住民の安心安全の確保と脇本海岸の特徴である絶滅危惧種ウミガメなどの保護のために、下記の事項を陳情します。

記

- 1 阿久根市が主導して、海の家事業者と下村区の間で、開場時間の特例としている午後8時までとそれを厳格に守る旨を明記した覚書を締結すること。
- 2 上記1の覚書が締結できない場合、令和5年度は開場時間を条例どおり午後5時までとすること。
- 3 SDGsを推進する阿久根市として、絶滅危惧種保護活動を主体的に行っているNPO法人脇本海岸ウミガメ・シロチドリ会を覚書の署名者に加えること。